

奈良県告示第三百五十三号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条の二十第一項の規定による指定登録機関の指定をしたので、同条第三項の規定により準用する同法第十条の六第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年三月五日

奈良県知事 山下 真

- 一 指定登録機関の名称及び住所  
名称 一般社団法人奈良県建築士会  
住所 奈良市大宮町二丁目五番七号
- 二 二級建築士等登録事務所を行う事務所の所在地  
奈良市大宮町二丁目五番七号
- 三 二級建築士等登録事務の開始の日  
令和六年四月一日